

## 産業教育振興法制定後の高校職業学科の教科書の発行状況に関する研究

A study for publications of textbook for vocational courses in upper secondary high school  
after conclusion of vocational promotion law

佐藤 史人

SATO Fumito

(和歌山大学教育学部)

産業教育振興法は法案審議の過程で、産業教育法から名称変更し、さらに法案の主要な3項目を削除することでようやく成立した。削除された項目は、①実験実習により生ずる収益、②教員の資格等、③教科用図書であった。これらは翌年の同法の一部改正によって復活し、その後これらの項目に対応した諸制度が整備される。法案成立の可否に関わる重要な項目であるこれらのうち教科書発行に関する項目は、教科書検定制度が実施された当時、教育行政において重要な事項であった。

キーワード：産業教育振興法 職業教育 教科書検定制度

### はじめに

産業教育振興法（1951年法律第228号、以下産振法とする）は、「産業教育」に対する国庫補助を制度化することねらいとして制定され、実質的には高校職業教育における物的条件整備、とりわけ実験・実習に不可欠な施設・設備の整備・拡充において成果をあげてきた。これまで着目されてきたこうした物的条件整備の他に、産振法は戦後の職業教育行財政に広範に関わる内容をもっており、教育内容・方法の改善を図るという教育条件整備の内的事項に関わる事項もその一つとして位置づけられている（第3条）<sup>\*1</sup>。

産振法においては、「教科用図書」について「編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き特別の措置が講ぜられなければならない」と規定されている（第6条）。この教科用図書<sup>\*2</sup>に対する措置を教育条件整備の側面から捉えれば、一方でその「編修・検定」においては教育内容・方法という内的事項に、他方で「発行」においては主な教材である教科書を全国の職業学科に安定的に供給するという外的事項に関わる内容であり、極めて重要な問題を持ち合わせていることがわかる。

高校職業学科の教科書研究では、戦後まもなくの工業科教科書について当時の教科書発行を取り巻く環境・条件にふれながら、教科書内容を分析している原正敏の研究<sup>\*3</sup>に注目することができる。職業教育に

必要とされる教科書は、戦前の実業学校の頃からいわゆる「一種検定」によって編修され、普通教育科目に比べて種類が多く、同時に使用（発行）部数が少ないという固有の事情があり、戦後もこうした特殊性は変わりがなかった。

そこで、本論文では、高校職業学科教科書について、教科書会社の編纂・発行の実態と教科書検定の実施状況を検討することを通して、産振法がねらいとしていた産業教育の教科用図書に対する措置の具体的内容とその意義を解明することを目的とする。本研究においては、主に産振法制定と教科書発行の発行状況の関連に焦点を当てる。従って、教科書の記述内容についての戦前・戦後の比較など教育内容の分析については別にこれを取り上げることとする。

### 1. 産振法制定前の職業学科教科書の発行状況

文部省『産業教育百年史』（1986年）は、「産業教育関係教科書については、その発行部数が少ないものが多く、したがってこれを発行しようとする会社も限られ、中には古い教科書に依存するという事態が生じた」<sup>\*4</sup>と当時の状況を紹介している。戦中の実業学校教科書の発行は、物資が欠乏した非常体制時には、実業教育振興中央会がこれを編集し、実教教科書株式会社が発行するといういわゆる「1種検定」の状態になっていた<sup>\*5</sup>。戦後においてもこうした状況は変わらず、

出版社の数は『百年史』がいう「会社も限られ」というより、事実上実教教科書(株)1社のみであった\*6。教科書発行の状況は、1951年度の実教出版(株)(1950年8月11日社名変更)の実績でみると以下の通り\*7。

1,000部以下	30種
2,000部以下	45種
3,000部以下	18種
5,000部以下	24種
10,000部以下	28種
20,000部以下	10種
30,000部以下	13種
30,000部以上	23種

国定制当時の小学校用教科書の発行部数が合計で180万部であったことと比較すると、職業学科の教科書の発行部数の少なさが際だっていることがわかる。また、上記1951年度発行した職業学科教科書の種類の合計191種は、文部省からの印刷許可が出たものだけで、職業学科全体で当時実際に必要とされた教科書の種類は300種以上といわれていたから、すべての職業教科書を供給するとなればさらに他種類少量発行という特徴が際だつことが予想された。

こうした特徴を持つ職業学科教科書編纂の事業について、実教出版は編集費、印刷製本経費、営業費、返本処理費、人件費等の経費のうち、大きな割合を占める編集費と人件費は少量発行とはいえ発行部数の多い普通科目の教科書と同様(時には内容・分野が特殊なためにそれ以上)必要となり、その採算性は著しく低いと訴えている\*8。実教出版の主張では、当時の教科書編纂事業の採算がとれる最低の発行部数は1万部であるとしている。実教出版が示すこの採算ラインは、その根拠となる経費(編集費、人件費等)の実態を検証できないので、にわかには信頼できないものの、仮に1万部を採算ラインとすれば、採算のとれない教科書は実に145種にのぼりこれは全体の75.9%をしめる。後に実際に産振法の補助対象となった職業学科教科書は発行部数が3,000部以下という条件であった。この条件を1951年当時に発行した教科書に当てはめても123種あり、全体の64.4%が補助対象となりえる発行部数であることがわかる。

1951年度に実教出版から発行された職業学科教科書は、上記191種の以外に前年の「残本」で賄ったものが70種(すべて発行部数は1万部以下)あったという。これが『百年史』が指摘する「中には古い教科書に依存するという事態」であったと考えられる。前出の原の研究によれば、実教出版は戦前の教科書そのものあるいはそれらを若干修正した程度のものをそのまま長期的に発行できるよう文部省や日教組のなど各方面に働きかけていたという。こうした事態からは、実教出版からみれば採算性の悪い職業学科教科書事業を辛うじて維持するための働きかけであり、文部省か

らみれば旧来の教科書をそのまま使用して利潤をあげるための不当な運動であるというそれぞれの見解が読みとれる。

## 2. 教科書検定制度とCI&Eの検閲

1947年の学校教育法に規定された戦後の教科書検定は、同年5月に「教科書制度改善協議会」が、同年12月には「教科書図書委員会」(後の教科用図書委員会)が発足し具体的な調査・審議が行われ、次第にその制度が整備されていった。1948年4月には「教科用図書検定規則」が定められ、検定教科書の発行に関しては、同年7月に「教科書の発行に関する特別措置法」によって定められた。また、教科書の採択等に関する教育委員会の権限が「教育委員会法」によって規定され、検定教科書は「学習指導要領」に準拠し、「教科用図書検定基準」に基づいて審査され、合格したものは教科書展示会を通じて採択されるという一連の仕組みが構築されていった\*9。

実際の検定審査は、1949年度使用教科書から始められた。開始から1952年度までの申請及び検定に合格し、実際に使用できるようになった教科書の数は以下の通り\*10。

	申請数	合格	合格率
1949年度使用	584種	180種	30.8%
1950年度使用	584種	336種	57.5%
1951年度使用	939種	744種	79.2%
1952年度使用	1,339種	1,082種	80.8%

※各年度とも新規申請部のみ、改訂申請分は含まない。

以上のように教科書検定の合格数・合格率共に次第に増加していることがわかる。しかし、この結果をさらに検討してみると、初年の49年度はとくに合格率が低いように思われる。こうした結果となった原因のひとつとして、CI&E(Civil Information and Education section: 占領軍民間情報教育局)の教科書検定への関与があげられる。教科書検定は、文部省に申請された新教科書を検定調査会でまず審査する(第一次審査)。この段階で不合格になる場合や申請を取り下げる場合もあるが、初年の49年度ではこの第一次審査を通ったものは、全申請数584種中、423種で通過率は72.4%であった。次いで行われるCI&Eの検閲調査では、第一次審査に合格したもののうちで243種が「異議あり」とされ、最終的に180種が合格したという状況であった。第一次審査を通過しながら、CI&E不承認とされた教科書の割合は57.4%にのぼり、これは換言すれば6割近くの教科書が文部省の合格を得ながら、CI&Eの検閲によって結果として検定不合格になるという状況であった。

こうした状況について、当時の文部省管理局検定課長鈴木秀三は「われわれ調査会の立場でも反省しなければならない」とコメントしている\*11。しかし、第一次審査合格の原稿についてCI&Eの検閲を必要としなくなった1950年度から合格率が急激に上昇していることからみれば、教科書検定におけるCI&Eの関与が文部省よりも決定的なものであったこと示している。

こうしたCI&Eの厳しい関与は、職業教育関連教科書の検定においても同様であった。前述の原の研究では、実教出版の編修者が1948年頃のCI&Eの検閲は学術的にも教育的にも意味のない理由で不合格の烙印を押すものであるとした意見や、東大の平山高教授があいまいな不合格理由に業を煮やしてCI&E係官に直接交渉したという事実を紹介しており、原自身、CI&Eの検閲の「でたらめさ」を指摘している\*12。

### 3. 教科書編纂事業について

実教出版では申請した教科書が検定、というよりはむしろCI&Eの検閲によってことごとく不合格にされる状況から、1949年度から検定の申請を停止した。こうした対応を取らざるを得なかった理由のひとつは当時の検定をめぐる事情にあった。さらにその他に、教科書編纂事業の新しい制度も関係している。

前述の通り、職業学科教科書のもつ他種類少量発行という特徴は、実業学校当時も同様であった。その当時同様の状況において教科書編纂事業が成立していたのは、実業科目全体の需要総数を当該年度の発行教科書の種類数で割り平均需要部数を算出する方法、つまり比較的需要の多い商業科教科書も極端に需要の少ない水産・工業科教科書も合わせて定価を算出するいわば「プール制」を採っていたためであった。これが戦後の制度では、教科書1種類ごとにそれぞれの発行部数に基づいて計算される定価算出方法に改められ、発行部数の少ない教科書では定価が極端に高くなるという事態になってしまった。

ちなみに実教出版が試算した定価(円)と発行部数の関係は以下の通り\*13。

教科書の編纂事業においては、編修費・検定費・見

本展示会費などはいわゆる営業費として計上される。これまでのプール制においては、この営業費も取り扱う教科書の種類・部数に関わらず全体として採算がとれていれば事業として成り立っていた。ところが、新しい制度では、こうした営業費も教科書1種ごとに、しかも発行部数に基づいて算出される方式となり、ここでも他種類少量発行の職業学科教科書の編纂事業にとっては不利な状況が生じた。実教出版は、こうした状況においては職業学科教科書、とりわけ発行部数の少ない科目の教科書編纂事業では、収益を得ることが難しいと判断して、教科書検定への申請を停止した\*14。

以上のように、職業学科教科書を編纂する出版社としては、第一に、手続きの簡素化・免除などの教科書検定に関する要求、第二に、編修・発行費などの教科書編纂事業に必要な経費に対する補助要求があり、これは職業学科教科書の特殊性に根ざす問題であるという認識から、特別な措置を望む状況になっていた。

### 4. 文部省の見解と立法化

文部省は戦後こうした職業学科教科書の状況をどのように捉えていたのだろうか。

1949年4月に教育刷新委員会は第16特別委員会を設置し、職業教育の振興について審議することとした。その結果、同年6月11日には「職業教育振興方策」が建議された。その内容は、主要には8つの項目からなるけれども、職業学科教科書に対する特別な項目はなかった。

1950年8月の第2次米国教育使節団の来訪時に提出された「日本における教育改革の進展」の中には、職業教育に関する事項の一つとして教科書に言及する以下の部分がある。

「職業科教科書のうち、発行部数の少ないものは、普通の参考書をこれに使わせればよい。」\*15

以上からみれば文部省は職業学科教科書に対して特別な手だてを講じる必要性を当初は感じていなかったように推察される。

しかし、職業学科教科書の更新・新発行に苦慮した

発行部数	1,000部	4,000部	11,000部	50,000部	100,000部
漁労(一)	88.50	55.50	49.00	35.00	34.00
工業科学(一)	75.00	47.00	42.50	30.00	29.50
生物(一)	107.50	66.50	58.50	41.50	40.50
商業通信	97.50	62.50	55.00	40.00	39.00

上記の試算は1951年度の実際の定価(網掛け表示の数字)に基づいて行われている。たとえば、水産科の平均発行部数は1,067部であり、「漁労(一)」の実際の定価は88円50銭であった。これをプール制に基づいて水産科に限らず職業学科全体の総平均部数11,000部で定価を算出すれば49円となり、実際の定価の半分近くの低価格に設定できるという。一方、こうしたプール制は比較的発行部数の多い教科書では逆に定価が上昇する可能性も同時に持ち合わせている。たとえば37,000部発行した「商業通信」が実際の定価では40円であったものが、職業学科全体の総平均部数11,000部で定価を算出すれば55円となる。これを実教出版では、「37%高になるだけ」として、むしろ少数発行の教科書の定価を下げるためにはこうしたプール制がふさわしいことを強調している。



実教出版が文部省に対しても働きかけをしてきた<sup>\*16</sup>。また、文部省も検定におけるCI&Eの対応には不満を抱いていたので、職業学科教科書編纂に関する考え方を転換していった。

1950年に入ると、文部省、とくに職業教育課では税制改革による実業教育費国庫補助法の打ち切りが明白になり、職業教育振興のための具体的な施策をとる必要に迫られていた。同時に職業高校長協会や全国職業高等学校PTA連合会も職業教育振興のための立法化運動に取り組み始めていた<sup>\*17</sup>。

こうした立法化による職業教育振興の一つとして、職業学科教科書への措置も位置づけられることとなった。法案の上程を前に議員等関係者や国会での説明のために当時の文部省職業教育課長杉江清が用意した「産業教育法（案）解説」<sup>\*18</sup>には、教科書編纂に関する見解が端的に表現されている。

「産業教育関係教科書の特殊性とはこれらの教科書は普通課程の教科書に比べて種類が多く発行部数が少ないことである。又産業教育関係教科用図書にもるべき内容は産業経済の発展と産業技術の向上に応じてひんぱんに改訂されなければならないことである。これらのため普通課程の教科用図書と同じ制度では多くは採算割れで発行されない。現に工業の教科用図書の大部分は戦時中のものの字句を多少直したまゝで使用されている。産業教育の振興のためには教科書制度の根本に遡って検討し必要な立法措置をとる必要があると思われる。」

この見解に基づいて法案では、当初から「教員の資格・待遇等及び教科用図書」の条項が盛り込まれることとなった。

## 5. 学校関係者の反応

職業教育振興のために立法化運動を展開し、産業教育振興法を成立させる上で重要な役割を果たしてきた職業高校の学校長達は、教科書についてどのように考えていたのであろうか。

学校長の中には、当該校の職業科目の授業においては、教員作成の指導書やプリントを用いて教科書を使用しないことを誇示する場合も見られたというから、とくに教科書編纂に関して要求があったとは思えない。事実、立法化運動の以前の活動、たとえば初等中等教育局に並列する職業教育局の新設など行政機構改革構想や請願運動などにおいて、職業高校長達は教科書に対する具体的な要求は掲げてこなかった。学校長協会であるから実際の教育現場で教科書使用する教員の意見や見解を直接反映しているとはいえないとしても、積極的に要求事項としては取り上げる意識もなかったと考えられる。

教育関係者の間では、教科書編修・発行に関わる制

度上の提案や補助金制度の整備より、むしろ戦後の教科書供給状況が劣悪だったことや教科書取次書店の対応についての不満はかなり見られた。

## 6. 産振法における規定

職業学科教科書に対する特別な施策は、結局、職業教育立法の一環として位置づけられた。教科書会社の出版状況や検定制度における手続き上の現実の問題と関連して、その内容は①教科書編纂における財政補助、②検定制度における特例ないしその免除が予想された。国会に上程された法案の規定では、第6条（教科用図書）として「産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基づき、特別の措置が講ぜられなければならない。」と表現されることとなった。

ところで、産振法成立までの国会審議の経過では、当初「産業教育法」という法律名が「産業教育振興法」と改められたことに象徴されるように、この法律の位置づけ・役割について議論があった。日教組や一部の教育学者らが最も批判した点は、憲法—教育基本法体系を形作る学校教育法・社会教育法に新たに「産業教育法」を追加並立させることは戦後の民主主義的教育制度を破壊しかねないということであった。換言すれば、学校教育法の下位法ではなく、これにならぶ「産業教育法」では予算措置はもちろん、教科書選定や教員の条件・任用等のあらゆる面で学校教育法の適用を免れ、たとえ学校教育でおこなわれるものにおいても「産業教育」の名の下で独自の法制度ができあがり、一貫性を欠くことになるということであった<sup>\*19</sup>。

結局、産業教育法案は衆議院は通過したものの、参議院で修正を受けることになった。その際に、名称を「産業教育振興法」とし、憲法—教育基本法体系を堅持してこの中に位置付くことを法文中に明記することで先の批判をかかわすことができた。しかし、教科書に関する条文は削除され<sup>\*20</sup>、1951年の産振法成立時にはこの規定はなかった。

その後、職業教育法制定運動は産振法制定時に削除された条文の復活を求める全国的な展開をみせ、その結果1952年8月「産業教育振興法の一部を改正する法律」（法律第304号）が制定された。教科書に関する規定は、第3条の4に「産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関して、特別の措置を講ぜられなければならない」と規定され、さらに第三節第20条には、教科用図書の発行に関する補助を規定する条文が追加された。

## 7. 制定後の動き

職業学科教科書の編修・検定・発行に関する特別な

措置として、まず「高等学校職業教育教科書編修要項」\*21 が制定された。同要項の1には、以下のような「目的」が定められている。

「高等学校の職業に関する教育に使用する教科書のうち、発行部数が少なく、一般のものと同様に検定教科書だけに依存するときは、望ましい教科書の供給を期待することができないと考えられるものについて、文部省が著作し、それを通じて産業教育の振興をはかる」

実際の対象として考えられていた教科書は、農業、工業、水産、商船の一部の教科書であった。同要項に従って、これに対応するための「職業教育教科書編集委員会」が設置された。同委員会は農業専門部会、工業専門部会、水産工業部会からなり、委員には大学研究者や他省庁（例えば水産専門部会には水産試験場長など）の専門官が選出されたが、その多くは職業高校長であった。佐藤孝次東京都立豊島工業高校長や山本佳男東京都立園芸高等学校長など職業教育法制定運動の中心的人物が多くこの任に付いたことは興味深い。

編修に当たっては、①使用部数1万部以下のものうち必要度が高いものを優先すること、②1教科において2冊以上の教科書を同一年度に取り上げる場合には1学科もしくは1科目に偏らないよう並行して作業を進めること、③学科においてとくに重点を置くべき部分を選び出し優先的に取り上げることなどが考慮されるべきこととして示されていた。

## 8. 1953(昭和28)年度における予算化と補助の成果

産振法に基づく国庫補助の一環として、職業学科教科書に関わる予算が初めて1952(昭和27)年度予算に「産業教育教科書発行費補助」名目で400万円計上された。当該年度に補助対象となった教科用図書は、「高等学校職業教育教科書編修要項」の基準の中でもさらに発行部数が少ない3,000部以下の需要しか見込めない以下の18種類であった。

【農業】:「林業経済下」「畜産加工」  
「農業構造下」「農業測量上」

【工業】:「電気通信2」「機織2」  
「染色2」「染色3」「採鉱1」  
「木材工芸製図2」  
「自動車構造1」

【水産】:「航海運用上」「水産製造中」  
「水産簿記」

【商船】:「航海術上」「船舶用ボイラー」「航海一般」

これに加えて以下の職業教育関係の指導書、手引書が職業教育教科書編集委員会によって編修された。

### 【指導書】

「商業簿記会計」「農業工作上中下」「家庭科食物上下」  
「珠算及び商業計算科」

### 【手引書】

「家庭クラブの手引」「中学校職業指導の手引(実践篇)」  
「職業指導主任の手引」  
「進路指導の手引」「職業情報の手引」「内地留学生の手引」「産業教育研究指定校の手引」

以上のように、産振法の国庫補助によって、合計18種の職業学科教科書の発行が実現した。これら発行业と並行して他の科目の編集作業が続けられ、翌年度以降も多くの教科書が発行されることになった。また、教科書以外の教科用図書の発行も同時に進められたことから、国庫補助によって職業学科教科書の編纂事業は一定程度弾みがついたといえる。

しかし、実際には1952年度の予算も補正予算によって、80万円の減額となり、実質的には320万円の予算執行に留まった。また、翌53年度予算から、補助金項目の整理が行われ、少額の補助項目は廃止されることとなった。

## おわりに

産振法による職業学科教科書に対する補助は、それを制度化する経緯に複雑な関係が見られた。法制化においても、国会審議の中で一旦は削除されるなど順調に整備されたとはいえなかった。また、実際の補助金額も高額とはいえず、1953年度のみ予算化であった。しかし、産振法に規定されたことで、職業教育教科書編集委員会の組織が整備され、高校職業教育の直接の担い手である校長らが教科書編纂に携わる機会が生まれたことは、その後の職業学科教科書発行の充実の端緒になったと評価できる。

## 注

\*1 産振法は、産業教育振興のために「国の任務」として、以下の5つをあげている。

- 1 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 2 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 3 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 4 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は要請の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 5 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

- \*2 いわゆる検定教科書に加えて指導書、手引書も含まれる。
- \*3 「教育内容研究は敗戦から何を学んだかー技術教育の場合・その2」『教育』1968年9月号 No. 226 国土社
- \*4 同書P. 317
- \*5 前掲同書P. 316及び前掲「教育内容研究は敗戦から何を学んだかー技術教育の場合・その2」P. 109
- \*6 中村紀久二の研究によれば、「(株)日本経済社」、「(株)理工出版社」が当時存在していたが、教科書発行は実際には行わず、1949年に(株)日本経済社が、1950年に(株)理工出版社がそれぞれ実教教科書(株)に著作権譲渡している。(『教科書発行状況一覧ー昭和22年以降ー』平成7年度文部省科学研究費補助ー教科書編纂・発行等教科書制度の変遷に関する調査研究 1996年)
- \*7 水谷三郎「高等学校職業科教科書の実態」実教出版 1951年
- \*8 前掲同書P. 11
- \*9 仲新「教科書の八十年」『文部時報』No. 908 1953年4月号
- \*10 鈴木秀三「現行教科書検定制度と昭和二十七年年度の検定状況」(『文部時報』No. 887 1951年7月号)に掲載のデータから作成した。合格率は一部食い違う数値があったので計算し直した。
- \*11 前掲同書P. 37
- \*12 前掲「教育内容研究は敗戦から何を学んだかー技術教育の場合・その2」P. 112
- \*13 前掲「高等学校職業科教科書の実態」
- \*14 原は、こうした検定申請の停止は実教出版の「でたらめな」検定への抗議を込めた「ストライキ」的行為であるとしている。
- \*15 岩田正一「産業教育国庫補助制度について」『産業教育』第10巻第1号 1960年1月号
- \*16 むしろそうした実教出版の動向を好ましくないという考え方も文部省関係者の一部にはあったといふ実教出版が戦前の教科書をそのまま使用できるよう求めることは、新規事業を興さずにこれまでの蓄積を利用して不当に利益を上げる行為であると考えられたり、あるいはいわばこの市場における独占企業である実教出版が自ら検定への申請を停止したことは、職業学科教科書の編修・発行が滞ることを意味し、その影響力が大きいことに驚異・危惧を感じる場合があった。(前掲「教育内容研究は敗戦から何を学んだかー技術教育の場合・その2」P. 113)
- \*17 たとえば、1950年7月14日に第8回臨時国会に「職業教育法制定に関する請願」を提出した。
- \*18 杉江清所蔵文書「産業教育法資料」の一部。
- \*19 拙稿「高等学校長協会の活動を通してみた職業教育立法化運動の経緯ー産業教育振興法の成立過程に関する実証的研究」『技術教育・職業教育の諸相』大空社 1996年
- \*20 この時同時に削除された項目は、第4条：実験実習より生じる収益、第5条：教員の資格等であった。ともに、翌年の同法の一部を改正する法律によって復活した。
- \*21 「高等学校職業教育教科書編修要項」『産業教育』1952年8月号 第2巻第8号